

第 6 期 中 間 決 算 公 告

東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 1F
 日本振興銀行株式会社
 代表執行役社長 上村 昌史

中間貸借対照表(2007年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	4,805	預 金	76,983
有 価 証 券	42,234	そ の 他 の 負 債	1,414
貸 出 金	33,043	負 債 の 部 合 計	78,398
そ の 他 資 産	781	(純資産の部)	
有 形 固 定 資 産	281	資 本 金	4,402
無 形 固 定 資 産	194	資 本 剰 余 金	1,922
繰 延 税 金 資 産	2,106	資 本 準 備 金	1,922
貸 倒 引 当 金	△2,297	利 益 剰 余 金	△3,237
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,237
		繰 越 利 益 剰 余 金	△3,237
		株 主 資 本 合 計	3,087
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△337
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△337
		純 資 産 の 部 合 計	2,750
資 産 の 部 合 計	81,148	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	81,148

中間損益計算書(2007年 4月1日から2007年9月30日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,323
資 金 運 用 収 益	1,538
(うち貸出金利息)	1,269
(うち有価証券利息配当金)	251
(うち預け金利息)	17
役 務 取 引 等 収 益	504
そ の 他 業 務 収 益	280
そ の 他 経 常 収 益	0
経 常 費 用	2,820
資 金 調 達 費 用	396
(うち預金利息)	392
役 務 取 引 等 費 用	13
そ の 他 業 務 費 用	—
営 業 経 費	1,694
そ の 他 経 常 費 用	716
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	699
そ の 他 の 経 常 費 用	16
経 常 損 失	497
特 別 利 益	—
特 別 損 失	15
税 引 前 中 間 純 損 失	512
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6
法 人 税 等 調 整 額	△200
中 間 純 損 失	319

<中間貸借対照表の注記>

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については全部純資産直入法により処理しております。

3.有形固定資産の減価償却は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次の通りです。

建物:3年~18年

器具備品:2年~20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更による中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表に与える影響は軽微であります。

4.無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5.株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した株式交付費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。

6.その他資産に含まれる開業費42百万円は資産として計上し、開業後5年にわたり定額法により償却することとしております。

7.貸倒引当金の計上方法

貸倒引当金はあらかじめ定めている償却引当基準に則り次の通り計上しております。

① 破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生している債務者、例えば破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者)及び実質破綻先(法的、形式的な経営破綻の事実が発生していないものの深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額を引き当てております。

② 破綻懸念先(現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者)にかかる債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除しその残額のうち必要と認められる額を引き当てております。

③ 上記以外の債権(正常先、要注意先)については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

8.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

10.有形固定資産の減価償却累計額 129 百万円

11.貸出金のうち、破綻先債権額は 529 百万円、延滞債権額は 1,074 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている債権であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上債権であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

12.貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権額は、182百万円であります。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

13.貸出金のうち、貸出条件緩和債権は、1,279 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。

14.破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 3,066 百万円であります。

なお、11から14に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

15.担保に供している資産

該当ありません。

16. 1株当たりの純資産額 27,871円 92銭

なお、1株当たりの純資産額は、次の数式により算出しております。

$$\text{1株当たり純資産額} = \frac{\text{貸借対照表の純資産の部の合計額} - \text{控除する金額}}{\text{期末の普通株式の発行済株式数} - \text{期末の普通株式の自己株式数}}$$

17.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	288	123	△164
債券			
国債	39,198	39,064	△133
その他	2,900	2,629	△270
合計	42,386	41,818	△568

なお、上記の評価差額に繰延税金資産231百万円を加えた額337百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

18.時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	415

19.その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券				
国債	29,996	9,068	—	—
その他	—	—	—	2,629
合計	29,996	9,068	—	2,629

20.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、67百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものは、該当ありません。

21.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	934百万円
繰越欠損金	860百万円
未収利息過少計上	65百万円
未確定債務否認	14百万円
有価証券評価差額金	231百万円
繰延税金資産小計	2,107百万円
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	2,107百万円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	0百万円
繰延税金負債合計	0百万円
繰延税金資産の純額	2,106百万円

22.「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

23.当中間期末時点でのストック・オプションの内訳は、以下のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年 7月 5日	平成17年 9月26日	平成17年11月 8日

付与対象者の 区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション 数	6,095	70	30
付与日	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失し、権利行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>④その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。</p>	同左	同左
対象勤務期間	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日

	～平成19年 6月30日	～平成19年10月 3日	～平成19年11月 9日
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ～平成27年 6月26日	平成19年10月 4日 ～平成27年 6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年 6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月 6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95
付与日	平成17年12月 7日	平成18年 1月10日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、執行役もしくは従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。</p> <p>ただし、新株予約権の割当てを受けた者が、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失し、権利行使期間到来後に死亡した場合は、その相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。</p> <p>④その他の権利行使の条件は、当社と新株</p>	同左

	予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	
対象勤務期間	平成17年12月 7日 ～平成19年12月 7日	平成18年 1月10日 ～平成20年 1月10日
権利行使期間	平成19年12月 8日 ～平成27年 6月26日	平成20年 1月11日 ～平成27年 6月26日

<中間損益計算書の注記>

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.1 株当たり当期純損失金額 3,301 円 45 銭

3.「その他特別損失」は、日本振興ファイナンス株式会社の株式売却損 15 百万円を計上したものであります。